



足立区長定例記者会見

平成24年9月12日(水) 午後2時00分～
足立区役所 南館8階 特別応接室

《 次 第 》

- 1 平成23年度普通会計決算の状況
- 2 大震災の発生、その日に備えて
防災・減災対策を加速、強化します 1
- 3 プロジェクト最終年 念願のワースト1位返上へ
緊急！自転車盗難撲滅総決起集会を実施！！ 8
- 4 “きれいなまち”実現に向けて
ごみ屋敷対策の関連規定を整備します 11
- 5 区の歴史に思いを馳せ 未来に夢を描く
足立区制80周年記念事業 秋の陣 本格始動 18
- 6 そ の 他
- 7 質 疑

【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816

「美しいまち」は「安全なまち」
 ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区  



大震災の発生、その日に備えて 防災・減災対策を加速、強化します

東日本大震災の発生以降、地域防災計画の暫定修正やマニュアルの整備、備蓄品の増強など、さまざまな対策を進めてきました。いつ起こるか分からない災害に備え、これからは震災対策のスピードアップを図っていきます。

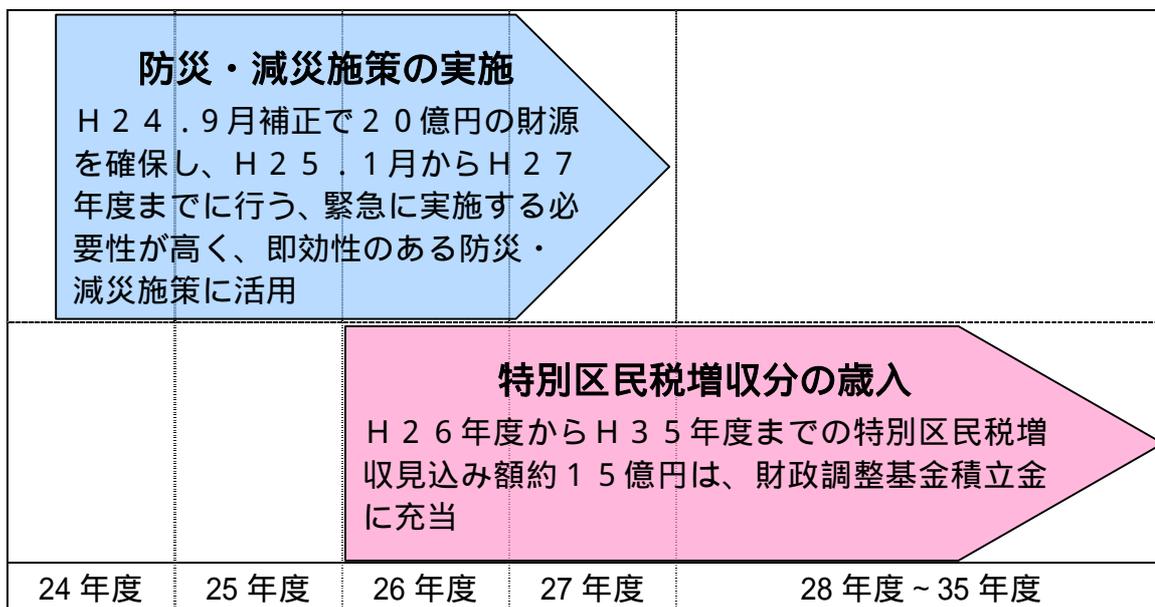
1 復興税収と施策実施対応財源の積立て

足立区特別区税条例の一部改正により、平成26年度から35年度までの各年度分の個人の特別区民税を500円加算し、約15億円の増収を見込んでいます。

特別区民税増収に先駆けて防災・減災施策を実施するため、平成24年9月補正で重点化予算分として20億円を財政調整基金に積み増しし、財源を確保します。

財政調整基金積立金（復興税対応財源の積立）

【補正予算額2,000,000千円】



2 復興税を活用した震災対策

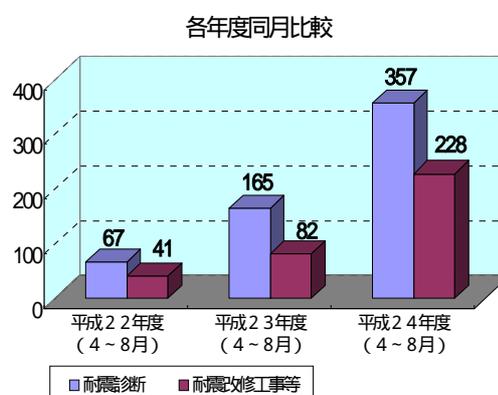
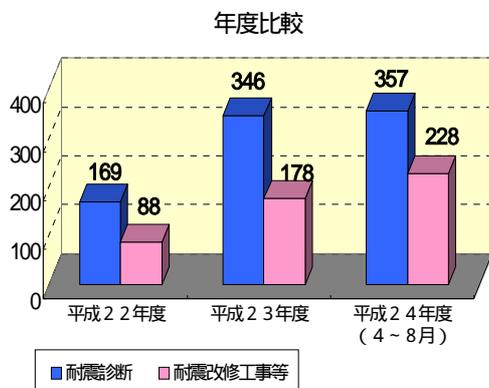
(1) 建築物耐震化の促進（防災・減災対策分野）

【補正予算額200,000千円（うち復興税充当分70,000千円）】

木造住宅の解体除去工事（区内全域）及び耐震改修工事（震災時に家屋の倒壊危険度の高い地域）について、復興税を充当して時限的に助成限度額を上乗せ拡充し、耐震化の促進を図ります。

耐震化促進への取り組み

東日本大震災や首都直下地震等による東京都の被害想定の見直しなどにより、耐震診断、耐震改修工事等の件数が大幅に伸びています。



特徴 耐震診断期間の短縮

1度の精密耐震診断で耐震補強計画・工事概算見積りまでを1週間～1ヶ月程度で実施

特徴 耐震改修工事等実施への高い移行率

診断期間の短縮や改修・解体除去工事の助成金の制度が活用できるため移行率は50%を超える

この特徴を活かし、耐震診断の件数増を耐震改修工事等へとつなげ、さらに、助成額上乘せ拡充で一層の耐震化率アップを目指します。

解体除去・耐震改修工事費助成の拡充【対象：木造住宅】

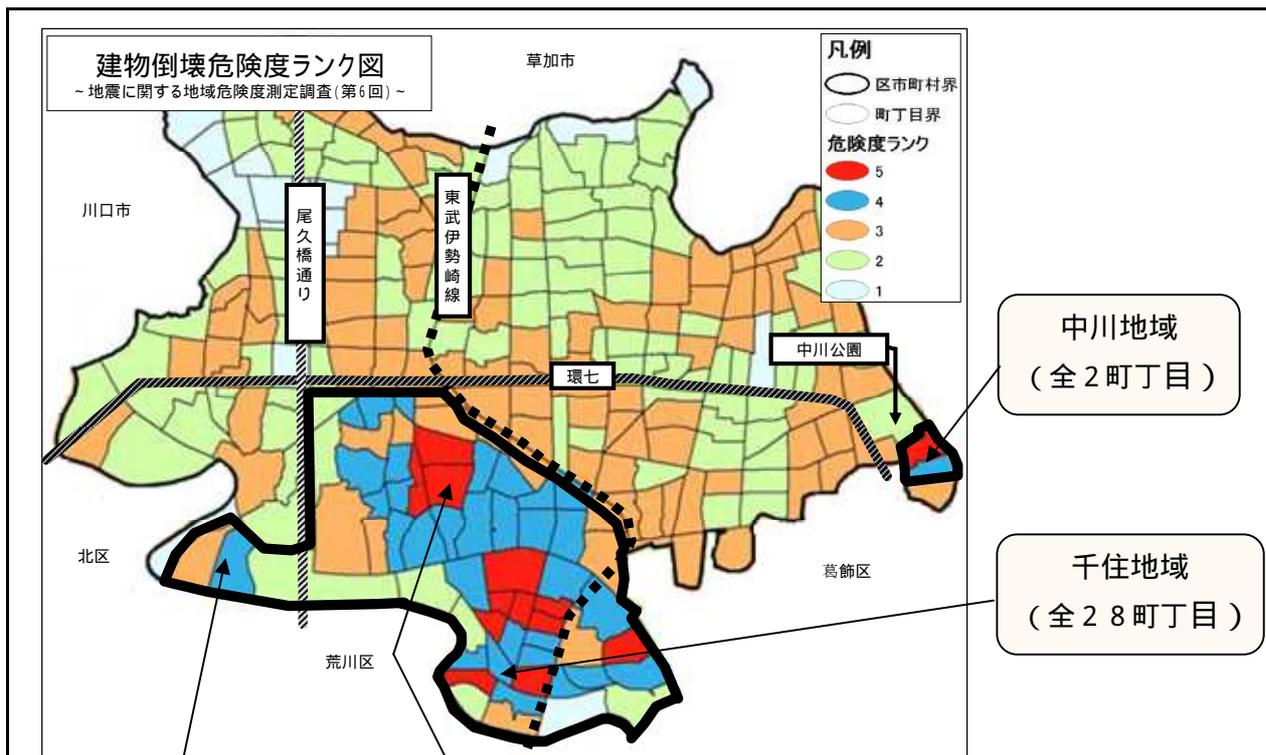
	対象となる地域等		H25.1月～27年度末	既存の制度
解体除去 (1)	区内全域		9割以下かつ 上限100万円	1/2以下かつ 上限50万円
耐震改修	特定エリア (参照)	一般世帯	1/2以下かつ 上限120万円	1/2以下かつ 上限80万円
		特例世帯 (2)	1/2以下かつ 上限150万円	1/2以下かつ 上限100万円

1 解体除去工事費助成には、原則として耐震診断等が必要になります。

2 60歳以上の方がいる世帯、障がい者がいる世帯等

特定エリア

- ・ 大地震発生時に建物が倒壊する危険性の高い「建物倒壊危険度ランク」4以上の地区（区内45町丁目）
- ・ 「建物倒壊危険度ランク」4以上の地区の隣接地域で火災延焼阻止に有効な道路・公園等が存在する地区（区内21町丁目）



出典:東京都都市整備局 編『地震に関する地域危険度測定調査報告書(第6回)』
 (平成20年2月)、P.180より引用・一部省略・変更・追記。

復興税充当の考え方

復興税を充当するのは、工事費助成額の上乗せ分のみです。

	対象	件数増見込み	9月補正額	うち復興税充当額
解体除去		80	80,000千円 (1,000千円×80件)	40,000千円 (上乗額500千円×80件)
耐震改修	一般世帯	25	30,000千円 (1,200千円×25件)	10,000千円 (上乗額400千円×25件)
	特例世帯	40	60,000千円 (1,500千円×40件)	20,000千円 (上乗額500千円×40件)
	特定建築物	1	30,000千円 (3,000千円×1件)	
合計			200,000千円	70,000千円

復興税を充当する解体除去と耐震改修工事の上乗せ助成額は、平成25年1月から平成27年度までで、総額約8億円を見込みます。

(2) 区立公園の防災対策設備設置（発災後応急対策分野）

【補正予算額 7,000 千円（うち復興税充当分 7,000 千円）】

発災後の事象に応急的に対応するため、平成 27 年度末までに約 50 カ所の区立公園（一時集合場所）に「防災井戸」、「災害緊急トイレ」及び「ソーラー LED 照明灯」を整備します。

今年度は、平成 25 年度の設置工事に向け、10 カ所の設計委託を実施します。

整備する公園の条件

- ・ 公園に接する道路に埋設されている下水道管が耐震化済み
- ・ 区内全域に均等に配置（概ね 1 km 四方、徒歩 15 分圏内に 1 カ所程度）
- ・ より多くの区民や帰宅困難者等が利用できるよう、学校などの第一次避難所や主要道路に比較的近い

平成 25 年度設置予定公園

関屋公園（千住関屋町） 佐野公園（六木 1） 南宮城公園（宮城 1）
総合スポーツセンター公園（南花畑 5） 関原公園（関原 3）
大境公園（西竹の塚 1） 栗島公園（中央本町 5） 上沼田北公園（江北 7）
大谷田南公園（中川 4） 舎人いきいき公園（舎人 6）

1 カ所あたりの標準的な設置器具

防災井戸 1 基、災害緊急トイレ 4 基、ソーラー LED 照明灯 1 基、
備品倉庫 1 基、トイレ用テント 4 張、案内看板 1 基

年度別事業実施内容

年度	内容	設置数
24	設計委託	10 カ所
25	設置工事	
	26	設計委託
設置工事		
27	設計委託	20 カ所（予定）
	設置工事	
合計		50 カ所（予定）



防災井戸（東綾瀬公園）



災害緊急トイレ（東綾瀬公園）



ソーラー LED 照明灯（舎人公園）

復興税を充当する区立公園の防災対策設備設置は、平成24年11月から平成27年度までで、総額約8億円を見込みます。

なお、今回補正予算計上した2施策以外の防災・減災施策については、今後、引き続き検討していきます。

復興税を活用した防災・減災施策の実施

財政調整基金積立金 20億円 【H24年9月補正】

H26年度～35年度の特別区民税増収分（復興税）
約15億円（1.5億円/年×10年）を充当

活用

建築物耐震化促進 約8億円（見込） 【H25.1～H27年度末】	区立公園防災設備設置 約8億円（見込） 【H24.11～H27年度末】	その他の 防災・減災施策 【～H27年度末】
---	--	--------------------------------------

3 その他の震災対策

（1）地域へのスタンドパイプ配備 【補正予算額2,923千円】

震災発生時に地域住民が初期消火活動を行えるよう、町会・自治会にスタンドパイプを配備し、地域の消火能力を高めます。

配備予定数

スタンドパイプを安全かつ有効に使用するには日頃からの訓練が重要なため、消防署と連携を図りながら段階的に全町会・自治会への配備を目指します。

年度	対象	配備予定数
24	総合危険度ランク5の地域の町会・自治会	24
25～27	総合危険度ランクの高い地域及び区民消防隊を結成している町会・自治会を優先	約400

配備内容

スタンドパイプ、スピンドルドライバー、媒介金具・差込式異径媒介、管鎗、噴霧ノズル、消火栓鍵、ホース（3本）、文字シール、収納袋台車



スタンドパイプ

ホース

(2) 本庁舎アトリウム内の防災力向上 【補正予算額45,700千円】

東日本大震災発生後の対応から、防災拠点としての本庁舎機能を高めるため、本庁舎1階アトリウム内の防災力を向上させます。

サブ防災センター機能の設置

本庁舎7階の防災センター機能の一部を、各種の拠点となる1階アトリウムでも運用できるよう60インチモニターを3台設置し、防災情報やテレビ放送などが視聴できるように改修します。(補正予算額15,700千円)

安全な拠点空間の確保

各方面からの支援部隊の活動拠点やボランティアの受入拠点、支援物資の搬入搬出拠点として活用できるよう、アトリウムガラス面に飛散防止フィルムを貼付し、広域な空間の安全を確保します。(補正予算額30,000千円)

(3) 防災井戸の設置 【補正予算額10,000千円】

災害事業寄付金を活用して防災井戸を設置し、初期消火活動及び応急用生活用水を確保します。設置予定数は3基で、設置する区有地を検討しています。

(4) 災害備蓄倉庫の整備 【補正予算額 債務負担 24年度0円】

災害備蓄倉庫の増設と備蓄物品量の増強・分散化を図るため、廃止された足立区舎人小売市場跡地を災害備蓄倉庫に転用します。平成25年5月頃の計画通知取得を目指し、設計を委託します。

4 計画・訓練等の進捗状況と今後の予定

足立区地域防災計画の改訂

- ・ 昨年度の暫定修正に続き、東日本大震災以降に判明した科学的知見や課題を踏まえ、**今年度中に全面改訂**。
- ・ 現在、検討委員会の他、関係機関と協議中。

帰宅困難者対策の推進

- ・ 平成19年から、北千住駅周辺の鉄道事業者、集客施設、私立学校、各企業や官公署等で北千住駅前滞留者対策推進協議会を組織し、北千住駅前の滞留者対策を推進。
- ・ 東日本大震災の経験や反省を踏まえ、**事業者による現地本部の立ち上げに重点を置いた新たな北千住駅前滞留者対策（北千住ルール）を今年度中に策定予定**。
- ・ 修正する北千住ルールの検証を目的に、**現地対策本部の立ち上げや区・鉄道事業者との連絡訓練、滞留者への一時待機や誘導訓練を実施予定**（平成25年3月予定）。

足立区総合防災訓練（平成24年11月11日実施予定）

- ・ 区民の防災行動力を高めるための実践的な内容とし、関係機関や地域住民との連携に重点を置いた訓練とする。
- ・ **第一次避難所の小中学校や第二次避難所の福祉施設、更に都立舎人公園等で実施予定。**

【問合せ先】 震災対策全般に関すること

危機管理室 災害対策課長 宇田川 崇

電話（3880）5835

復興税に関すること

【財源の積立】政策経営部 財政課長 秋生 修一郎

電話（3880）5814

【建築物耐震化】建築室 建築安全課長 吉原 治幸

電話（3880）5317

【区立公園の防災対策】都市建設部 企画調整課長 土田 浩己

電話（3880）5903

本庁舎の防災に関すること

資産管理部 庁舎管理課長 五十嵐 隆

電話（3880）5824

プロジェクト最終年 念願のワースト1位返上へ
緊急！自転車盗難撲滅総決起集会を実施！！

「『美しいまち』は『安全なまち』」を合言葉に区民、警視庁と協働して「ビューティフル・ウィンドウズ運動(BWM)」に基づく治安再生プロジェクトを推進し、刑法犯認知件数の減少に取り組んでおります。

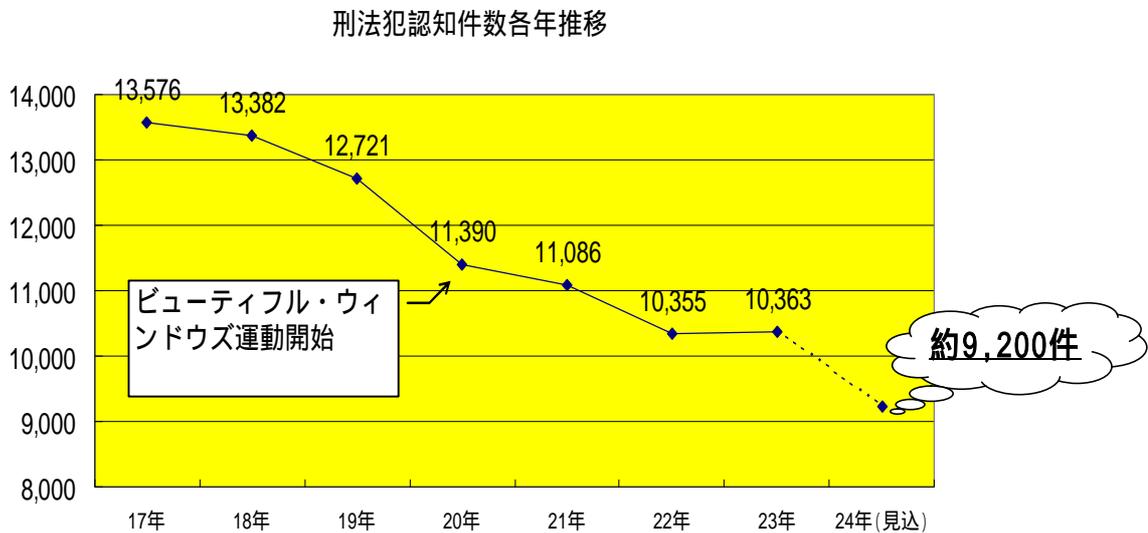
その刑法犯認知件数のうち、約3割、年間3,000件以上の自転車盗。減少しつつあるものの一日に10台近くの自転車が盗まれている現実を放置できません。

そこで、年末に向けて、緊急自転車盗撲滅総決起集会を実施し、広く自転車盗撲滅をアピールします。

1 刑法犯認知件数各年推移

(1) 犯罪の件数はBWM前年から約3割減少見込み

本年1月から8月末の刑法犯認知件数は6,046件です。9月以降、現在の減少率を維持した場合、約9,200件となり、ビューティフル・ウィンドウズ運動開始前年の平成19年の12,721件と比較すると、5年間で約28%の減少が見込まれます。



(2) 刑法犯認知件数の減少数、都内No.2

足立区の平成24年8月末の刑法犯認知件数は6,046件で、前年同期比**749件減少(約11%減少)**しています。これは、**都内No.2**の減少数です。

8月末刑法犯認知件数比較表(減少数上位5区)

	板橋区	足立区	江戸川区	豊島区	葛飾区
平成23年	4,883件	6,795件	6,259件	4,601件	3,815件
平成24年	4,100件	6,046件	5,660件	4,017件	3,358件
前年比	-783件	-749件	-599件	-584件	-457件

2 緊急自転車盗撲滅総決起集会

刑法犯認知件数の約3割を占めている「自転車盗難」をなくすため、町会・自治会をはじめ、PTA、青少年ボランティア「自転車盗なくし隊」などの関係団体、区内警察署、そして区役所職員など足立区総ぐるみで一丸となって取り組むため、緊急の総決起集会を実施します。

(1) 日時

平成24年9月26日(水)16時から17時まで

(2) 会場

天空劇場(東京藝術センター21階)

(3) 内容

緊急総決起集会の趣旨説明

足立区内における自転車犯罪情勢について

ビューティフル・ウィンドウズ運動の取り組み

- ・ 愛錠ロック大作戦 / がっちりロック作戦 / 自転車盗難なくし隊
- ・ ビューティフル・ウィンドウズ運動啓発(ビュー坊切手、ビュー坊体操など)

自転車盗撲滅宣言

シュプレヒコール

3 愛錠ロック大作戦

自転車盗難のうち、原因が無施錠によるものが約6割を占めます。そこで無施錠による盗難を減らそうと、区が駐輪場に置かれた鍵のかかっていない自転車に勝手に鍵をかけて守るという作戦を区営駐輪場及び大型店舗の駐輪場で実行しました。

区営駐輪場での実施(6/25~28)

綾瀬東駐輪場など5箇所を実施。合計169件の無施錠自転車に施錠。

大型店舗での実施(8/9、9/11)

	施錠件数	日時
アリオ西新井店	18件	8/9(15時~17時)
イトーヨーカドー竹の塚店	22件	9/11(15時30分~17時)



4 ビュー坊体操

ビューティフル・ウィンドウズ運動を、幅広い世代に啓発するため、区立保育園の保育士5名が、4、5歳児をターゲットに、ビュー坊体操を作成しました。区の職員が作詞、作曲した「ビュー坊ソング」にのせて、子ども達が楽しく踊ります。この体操はビューティフル・ウィンドウズ運動のイメージキャラクター「ビュー坊」をモチーフに、専門家の監修のもと、コーディネーション能力を高める要素を取り入れています。子ども達が、楽しい体操を通して、健康づくりを行い、合わせてBWMの啓発を親子など幅広い世代に行います。



現在、10月13日のA - Festa2012の初披露に向け、各保育園で練習中です。

5 ビュー坊切手

ビュー坊のフレーム切手「大好き・あだち」が9月18日(火)より区内の郵便局などで販売されます。ビューティフル・ウィンドウズ運動を啓発するとともに、「足立の花火」や「おいしい給食」など10種類のデザインに描かれたビュー坊が足立区の名物を紹介します。



【問合せ先】 危機管理室危機管理課長 大野 勉
電話(3880)5910

“きれいなまち”実現に向けて ごみ屋敷対策の関連規定を整備します

足立区では、4月からごみ屋敷等の対策に取り組んでいます。
区内のいわゆるごみ屋敷等への苦情件数は4月以降増加しているため、関連規定を整備して土地や建物の管理の適正化を図ることで、安心して暮らせる生活環境を取り戻していきます。

1 苦情件数《8月31日現在》



屋敷 24件 悪臭、害虫・ねずみの発生、 放火の危険、等	樹木 17件 枝が屋根に当たる、 落ち葉が積もる、等	その他 9件 資材の置き方が危険、空き地の 雑草から虫が湧いている、等
---	---	--

2 ごみ屋敷対策の関連規定を整備

苦情の原因者に面会できず、文書指導にも反応がない未解決事例、あるいは原因者が自ら片付けられない事例にも対処する手段として、関連規定を整備します。

（1）足立区生活環境の保全に関する条例（案）（平成25年1月1日施行予定）

調査、指導・勧告ができます

適正管理が行われていない土地や建物等の所有者等を調査します。また、土地や建物等が近隣に被害を及ぼしていると認めたときは、指導・勧告を行います。

「生活環境保全審議会」を設置します

区の対応方針について第三者の意見を求めるため、医師や弁護士、区民団体等の役員を含む「生活環境保全審議会」を設置します。

支援を行います 都内初

自ら状況改善できない場合、所有者等了解の下、区がごみ等の処分を代行し、求償します。ごみ等撤去協力団体等へ一定の謝礼を支払います。

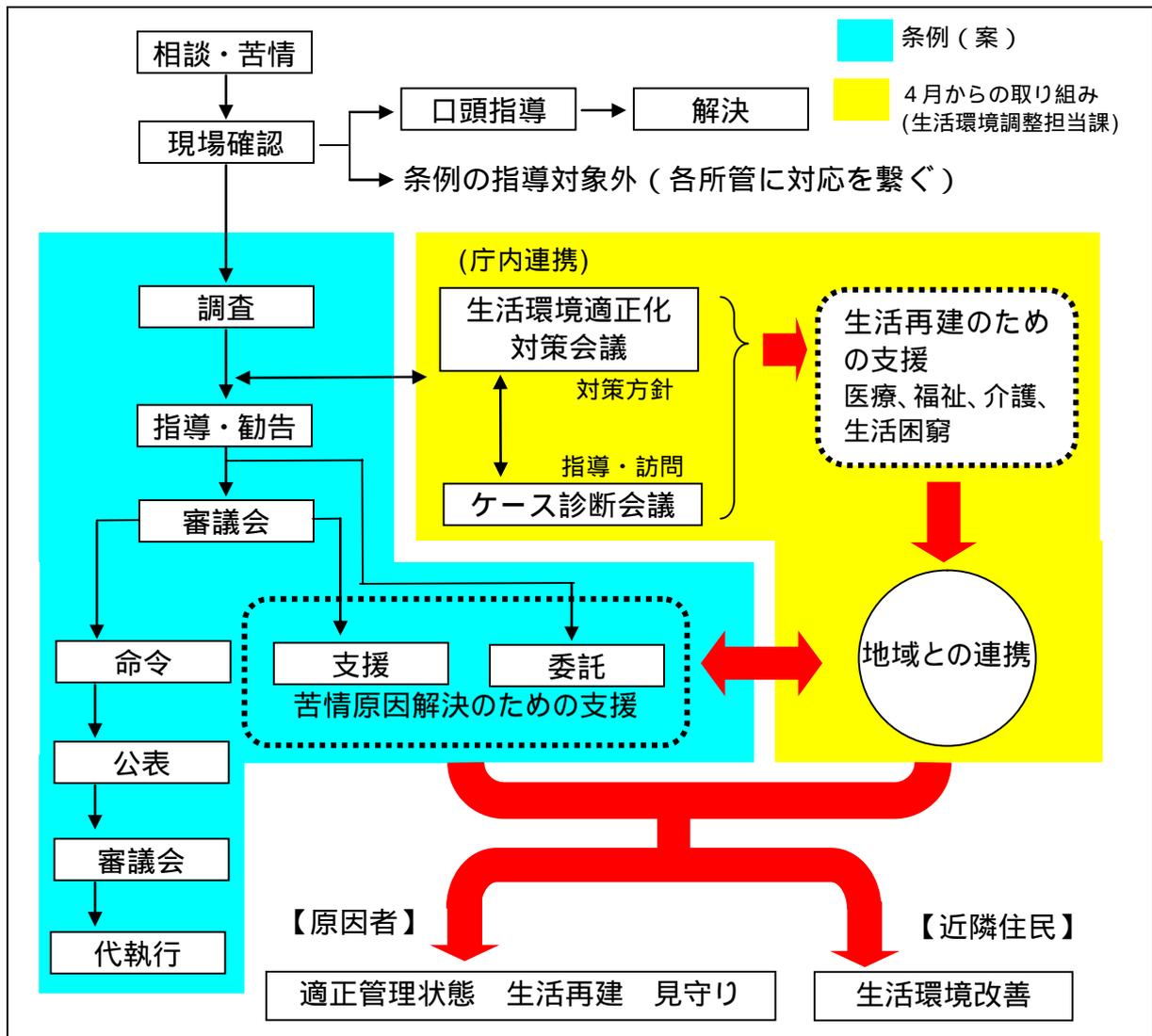
命令・公表・代執行ができます

指導・勧告を行ったにもかかわらず改善されない悪質な場合、命令・公表を行います。また、正当な理由なく命令に従わない場合、代執行を行います。

(2) その他の関連規定の整備(平成25年1月1日施行予定)

- ・ 足立区生活環境の保全に関する条例施行規則(案)
- ・ 足立区生活環境の保全に関する条例委託実施要綱(案)
- ・ 足立区生活環境の保全に関する条例支援実施要綱(案)
- ・ 足立区生活環境保全審議会設置要綱(案)

3 今後の進め方(イメージ図)



4 苦情原因の発生抑制対策

今後、高齢者世帯の増加が見込まれ、これに伴いごみを溜めてしまうケースも増えていく可能性があります。このため、現在実施している対策の事例から、今後の予防策を研究し、高齢者世帯の生活環境の維持や孤立防止策を創出していきます。

【問合せ先】 環境部 生活環境調整担当課長 島田 裕司
電話(3880)5410

足立区生活環境の保全に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、区内における土地・建築物の適切な利用や管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）所有者等 区内において土地又は建築物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （2）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- （3）不良な状態 適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、土地又は建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態をいう。

（区の責務）

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、所有者等が行う、生活環境を保全し不良な状態を改善するための活動の支援に努めなければならない。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、自己が所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建築物（以下「土地等」という。）を不良な状態にしてはならない。

2 所有者等は、相互に協力して、良好な生活環境を保全するための活動に自主的に取り組むよう努めなければならない。

3 所有者等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（調査）

第5条 区長は、土地等が不良な状態にあると認めるときは、職員をして土地等に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問をさせることができる。

2 前項の規定に基づく立入調査を行う職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 区長は、必要があると認める場合は、所有者等について、この条例の施行に必要な調査を行うことができる。

(指導又は勧告)

第6条 区長は、第4条第1項の規定に違反し、土地等が不良な状態にあると認めるときは、所有者等に対して、不良な状態を解消するための指導をすることができる。

2 区長は、前項の指導をしたにもかかわらず、第4条第1項の規定に違反し、土地等が不良な状態にあると認めるときは、所有者等に対して、不良な状態を解消するための措置をとるべきことを期限を定めて勧告することができる。

(命令)

第7条 区長は、前条第2項の規定による勧告をしたにもかかわらず、土地等が不良な状態にあると認めるときは、期限を定めて不良な状態を解消するための措置を命ずることができる。

2 区長は、前項の規定により命令を行うときは、事前に第12条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

第8条 区長は、前条第1項に規定する命令を受けた者(以下「義務者」という。)が、正当な理由なくその命令に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。

(代執行)

第9条 区長は、義務者が正当な理由なくその命令に従わない場合にお

いて、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 区長は、前項の規定により代執行を行うときは、事前に第12条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

（委託）

第10条 所有者等は、不良な状態の解消を区長に委託することができる。

（支援）

第11条 区長は、所有者等が自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、支援を行うことができる。

2 区長は、前項の規定により支援を行うときは、事前に次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

（審議会）

第12条 土地等の状態及び対応方針について審議するため、区長の附属機関として足立区生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、不良な状態の判断及びその解消について、区長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第13条 審議会は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。

（審議会の会長の選任及び権限）

第14条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代

理する。

- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第15条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

- 5 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第16条 審議会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(準用)

第17条 第2条第3号に定める不良な状態に当たらない場合であっても、土地又は建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、区長が別に定めるところにより第2条第3号に準じてこの条例の規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(あき地の管理の適正化に関する条例の廃止)

- 2 あき地の管理の適正化に関する条例(昭和45年足立区条例第27

号)は、廃止する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区生活環境保全審議会	日額 8,000円
--------------	-----------

区の歴史に思いを馳せ 未来に夢を描く 足立区制80周年記念事業 秋の陣 本格始動

足立区は、区制80周年を迎えました。区の魅力を強くアピールし、一層の飛躍を遂げる絶好の機会と捉え、これまでに様々な記念行事を行ってきました。これからも区民の皆様と一緒に“ますます ワクワク 明日のあだち”を実感できるような事業展開をしていきます。



足立区制80周年

足立の仏像 ～ほとけがつなく足立の歴史～

様々な特徴を持つ足立の仏教美術を、その背景にある区内各地域の歴史や伝承、民俗行事とともに紹介する特別展を開催します。

会期 平成24年10月20日(土)から12月9日(日)

展示品 仏像・仏画など約35点

千住の地名由来ともいわれている「勝専寺 千手観音像」
運慶・快慶を輩出した慶派にルーツを持つ七条仏師の技術が発揮されている「常善院 大日如来坐像」
今回の調査で鎌倉時代末期にまで遡ることが確認された「東善寺 阿弥陀如来立像・阿弥陀如来坐像」
森鳳声による貴重な作品である「善久寺 聖徳太子坐像」
西光院、常善寺の瓦製弘法大師像

ゆめ桜～みんなの夢で育てよう～

80周年区民記念植樹に向けて、「募金」と「夢」を募集します。募集期間は平成24年9月20日(木)から平成25年3月中旬募金箱へ募金したら、夢紙にあなたの夢を書いて夢箱へ。夢紙は夢を書く紙。夢箱は夢紙を入れる箱。どちらもゆめ桜の根元に埋めることで、溶けて土に還ります。たくさんの夢が桜を大きく育てることをイメージして「ゆめ桜」と名付けました。ゆめ桜には、みんなで植える1本の桜が区民の新たな一歩とともに何十年後も立派に咲き誇ってほしいという願いも込められています。

グルットウォーキング

足立区の歴史や文化・魅力を知っていただくために、「あだちグルットウォーキング」を展開します。

常設コースを設定し、多くの方に区内を歩いていただきます。当面は千住コースを設定し、順次増やしていきます。

Webを活用して参加者がコースの魅力や見所・名物などを書き込むことにより、コース自体が、参加者の力で進化していきます。

10月13日(土)・14日(日)の両日、千住地域でウォーキングイベントを開催します。「区民まつり」会場または「北千住ルミネ」をスタートとし、「区民まつり」会場をゴールにして実施します。

JR東日本「北千住駅」が実施する「駅からハイキング」と同時実施します。

平成25年3月末、区内の他の常設コースも活用して、ウォーキングイベントを開催する予定です。

あだちメッセ2012

「区内中小企業の販路拡大」や「意欲的な中小企業の発掘と育成」、「地域住民への区内産業のPR」を目的に足立区産業展示会を「あだちメッセ2012」を開催します。

日時 平成24年11月2日(金) 3日(土)
午前10時から午後5時(両日)

場所 東京電機大学東京千住アネックス(足立区千住旭町38-1)

出展者 160社予定

「足立ブランド認定企業」をはじめ、区の中小企業支援施策を活用し新製品や新サービスを開発した企業のほか、東京電機大学研究室やつくば市推薦企業も出展

足立の花火
例年よりも
バージョンアップ

道路愛称名
選定

11月の広報紙に
愛称名掲載

葦立ち写真館

各施設での
巡回展示実施

アートアクセス
あだち

10月より
イベント展開

カードラリー

プレミアムカード
続々登場

【問合せ先】 広報室 シティプロモーション課長 根岸 彰雄
電話(3880)5803